

協玉支部発第1185号
平成22年2月8日

埼玉県薬剤師会長 殿

全国健康保険協会埼玉支部長

旧健康保険被保険者証の使用期限について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、昨年6月から7月末にかけまして、旧政府管掌健康保険の健康保険被保険者証（オレンジ色、以下「旧保険証」という。）をお持ちの加入者を対象に、当協会発行の新しい健康保険被保険者証（水色）への切替えを行いました。

今般、旧保険証を保険医療機関、保険薬局の窓口で使用できる期限を本年3月31日までとする旨、厚生労働省保険局保険課長から通知がありましたので、お知らせいたします。

これにより、本年4月より旧保険証は使用できなくなります。

また、本年4月診療分から、旧保険証の記号番号（漢字かな表記）で診療報酬を請求された場合には、審査支払機関から返戻されることとなりますのでご留意ください。

以上のことにつきまして、貴会会員に対しての周知方、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

なお、保険医療機関、保険薬局などの窓口等でこの旨を広報していただくためのポスターを作成し、後日当協会から直接、保険医療機関、保険薬局へお送りする予定しております。

